

公益社団法人青森県診療放射線技師会会費納入規程

平成25年4月 1日制定

平成27年6月21日改正

平成30年6月17日改正

令和2年6月20日改正

第1章 総則

(通則)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）定款第7条及び第46条に基づき、会費について必要な事項を定める。

第2章 会費

(会費の種類)

第2条 会費は、年会費とする。

(年会費の種類)

第3条 定款第7条に基づく入会金は、別表のとおりとする。

2 定款第7条に基づく年会費は次のとおりとする。

(1) 正会員9,000円

(2) 賛助会員個人は9,000円、法人は20,000円

(会費の納入)

第4条 会費は、本会へ納入する。ただし、理事会の承認を経て、収納業務を委託することができる。

(会費の納入期限)

第5条 第3条による年会費の納入期間は当該年度の4月1日から7月31日とする。ただし、定款細則第2条による者を除く。

(会費の免除)

第6条 会員で療養及び育児休暇等その他の事由により1年以上離職した者は、会費の免除を受けることができる。

2 前項に基づき会費免除の取扱いを受けようとする者は、所定の様式に1年以上の療養のため離職したことを証明する医師等の証明書（写し）を添えて、本会に申請するものとする。

- 3 第2項にかかわらず、公益社団法人日本放射線技師会に第1項の事由で会費免除を申請した場合は、本会に申請したものとみなす。
- 4 免除の可否は、理事会に諮り承認を得るものとする。

(終身会員取得者の会費免除)

- 第7条** 原則として本会に50年以上在籍した正会員は、以後の会費を免除する扱いを受けることができる。
- 2 原則として本会に30年以上在籍した58歳以上の者で、翌年度からの5年分を収めた正会員は、以後の会費を免除する扱いを受けることができる。
 - 3 前項及び前々項に基づき会費免除の取扱いを受けようとする者は、所定の様式に必要な証明書(写し)を添えて、本会に申請するものとする。
 - 4 免除の可否は、理事会に諮り承認を得るものとする。

第3章 雑則

(規程の変更)

- 第8条** この規程は、総会の決議によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

- 1 第7条第2項「65歳」を「58歳」に変更(平成27年6月21日)

附則

- 1 第6条第1項、第2項、第3項を変更(平成30年6月17日)

附則

- 1 第3条第1項を変更、別表を追加(令和2年6月20日)

別表

区分	対象者	入会金の額
(1)	新入会員	0円
(2)	会費を完納し退会した者	10,000円
(3)	退会が2回以上(ただし転出を除く)、または除籍となった者	30,000円